



広島県報

定期
第 63 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

救急病院等の認定	(医療対策室)	一
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定室)	一
農業振興地域の指定	(農業経営室)	二
農業振興地域の指定の解除 (二件)	(")	二
家畜伝染病の発生	(畜産振興室)	二
道路の区域変更	(道路河川管理室)	二
公 告		
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	三
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出の取下げ	(地域産業振興室)	三
県営土地改良事業変更計画の樹立	(土地改良室)	三
市町村都市計画の変更に係る図書の写し (二件)	(都市企画室)	三
開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	四
土地改良事業の工事の完了	(広島地域事務所)	四
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		四
公安委員会公告		
教習指導員審査 (普自二) の実施		六
教習指導員審査 (大型・大特・牽引) の実施		六
収用委員会公告		
土地収用法施行令の規定による公示送達		七

告 示

広島県告示第七百九十号
 次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。
 平成十八年八月二十四日
 広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
福山市市民病院	福山市蔵王町五丁目三番一号	平成二十二年八月三日	更 新

広島県告示第七百九十一号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成十八年八月二十四日
 広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 区域
安芸高田市
- 二 対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 三 検査の日時及び場所

実施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
平成一八・九・二五	一〇・三〇～一二・〇〇	安芸高田市役所八千代支所
" . " . 二六	一三・三〇～一五・〇〇	安芸高田市役所美土里支所
	一〇・三〇～一二・〇〇	安芸高田市役所高宮支所
" . " . 二七	一三・三〇～一五・〇〇	向原商工会館
	一〇・三〇～一二・〇〇	安芸高田市役所甲田支所
	一三・〇〇～一五・三〇	安芸高田市役所第一分庁舎

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施 期 日 平成十八年九月二十五日から
 平成十八年十一月二十四日まで
 定期検査実施機関
 指定定期検査機関
 社団法人 広島県計量協会

実施 場所 当該計量器の所在場所

五

広島県告示第七百九十二号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定によつて、次の地域を農業振興地域に指定する。
 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。
 平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	区 域
世羅農業振興地域	世羅郡世羅町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成八年世羅町告示第六十七号で定められた都市計画の用途地域の区域、平成八年甲山町告示第二十四号で定められた都市計画の用途地域の区域）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）。

広島県告示第七百九十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第三百号（農業振興地域の指定）で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。
 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。
 平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 世羅農業振興地域
- 二 世羅西農業振興地域

広島県告示第七百九十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号（農業振興地域の指定）で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。
 平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

甲山農業振興地域

広島県告示第七百九十五号

家畜伝染病が次のとおり発生した。
 平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月日	転帰	発 生 地	その他参考となるべき事項
一五	病ヨ一ネ	牛	イスタホル	三歳	一頭	平成一八年八月九日	殺処分	広島県庄原市口和町大字金田一四二番地	
一六	病ヨ一ネ	牛	イスタホル	六歳	一頭	平成一八年八月九日	殺処分	広島県庄原市口和町大字金田一四二番地	
一七	病ヨ一ネ	牛	イスタホル	四歳	一頭	平成一八年八月九日	殺処分	広島県庄原市口和町大字金田一四二番地	
一八	病ヨ一ネ	牛	イスタホル	四歳	一頭	平成一八年八月九日	殺処分	広島県庄原市口和町大字金田一四二番地	
一九	病ヨ一ネ	牛	イスタホル	七歳	一頭	平成一八年八月九日	殺処分	広島県庄原市口和町大字金田一四二番地	

広島県告示第七百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年九月七日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年八月二十四日

道路の種類 県道
路線名 新市七曲庄原線
道路の区域

広島県知事 藤 田 雄 山

区 間	別新旧		敷地の幅員	延 長	備 考
	新	旧			
庄原市西城町平字猫口木山三四九番一地从先から庄原市西城町平字上竹河内七三七番一地从先まで			三・〇〇〇メートル 六・〇〇〇メートル 一・〇〇〇メートル	一・四二二メートル 一・三三四メートル	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 〇・〇七五メートル

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年八月二十四日
広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人ゆらぎ家族支援協会	岡本 元子	広島市福山市野上町三丁目二番四号の二〇四	この法人は、障害者及び家族に対して、在宅介護の支援及び障害者自立支援に関する事業を行うこと、社会福祉に寄与することを目的とする。	平成十八年八月七日
特定非営利活動法人廿日市身体障害者福祉協会	小泉 敏信	広島県廿日市市住吉二丁目二番一六号	この法人は、障害者が「自立自立」するための生活支援の事業を展開するとともに、情報提供を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成十八年八月一日
特定非営利活動法人しまなみスポーツクラブ	豊田 邦生	広島県尾道市因島三庄町二二五七番地三	この法人は、地域の人々に対して、スポーツ・文化及び福祉活動に関する事業を行い、これら	平成十八年八月一日

の振興を図るとともに、高齢者から子供に至る幅広い年齢層を対象とした活動の展開により、いきいきとした魅力ある地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

平成十八年七月十三日付け広島県報(定期)第五十二号で公告した(仮称)二トリ福山店に係る大規模小売店舗の新設の届出について、届出者から届出の取下げがあった。

平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定によって、三原市久井町所在の久井東地区県営土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、この土地改良変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求むる訴えを提起することができる。

平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年八月二十四日から

二 縦覧場所

平成十八年九月十三日まで

三 三原市役所

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、府中市から上下都市計画公園 三号 湯川公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、広島市から広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）緑地八号西部河岸緑地の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
廿日市市宮内四丁目一六一番一、一六一番一の一部、一六一番二の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市東区牛田南一丁目五番二四号
有限会社濱本事務所
代表取締役 濱本 郁生

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成十八年八月二十四日

広島県広島地域事務所長 山 本 敏 昭

事業主体 地区名 事業名 完了年月日

大竹市 後原 区画整理事業 平成一八・三・三十一

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第65号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規

則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると認め、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年 8 月24日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0567	告示の日(平成18年8月24日)から3年間	ぱちんこ遊技機	C R か く や物語 B W	株式会社サンセンター フロント 梅村 中区丸 代表取締役 古屋 市丸 (愛知県 丁目11番13号)	左 同
6P0555	同 上	同 上	C R か く や物語 S H	同 上	左 同
6P0582	同 上	同 上	C R か く や物語 D H	同 上	左 同
6S0302	同 上	回胴式遊技機	ソニアD	株式会社ロデオ小宮池袋三 代表取締役 豊島区奥ソニ 丁目1番1号サンソニ (60)	左 同
6P0387	同 上	ぱちんこ遊技機	C R と おさん 刑事	株式会社ニズホ 河野 庸規 代表取締役 江東区有明三 丁目1番地25)	左 同
6P0404	同 上	同 上	C R 激闘 中継TZ	同 上	左 同
6P0417	同 上	同 上	C R 激闘 中継TX	同 上	左 同
6P0258	同 上	同 上	ドッカス レックス	株式会社三共 寿島 秀行 代表取締役 群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)	左 同

6P0269	同上	同上	CRピッ カンスP	同上	左 同
6P0559	同上	同上	CRピッ ケパンス G	株式会社藤商事 松元 邦夫 代表取締役 (大阪府大阪市中央区 本町一丁目1番4号)	左 同
6P0565	同上	同上	CRピッ ケパンス F	同上	左 同
6P0585	同上	同上	CRピッ ケパンス W	同上	左 同
6P0659	同上	同上	ベルサイ ユのぼら 2G	株式会社エーエ電研 孝俊 代表取締役 武本 上野三 (東京都台東区東上野三 丁目12番9号)	左 同
6P0606	同上	同上	CRマス ク・オロS F・T	株式会社ビスティ 久治 代表取締役 置田 三治 (東京都渋谷区渋谷三 丁目29番10号)	左 同
6P0661	同上	同上	CRマス ク・ゾロM F・T	同上	左 同
6P0642	同上	同上	CRマス ク・オロX F・T	同上	左 同
6P0682	同上	同上	CR W INK ST7	同上	左 同
6P0543	同上	同上	CRウツ ク・オロ ツカ-2 TKS	エルボン工業株式会社 勇夫 代表取締役 岸 桃山町 (愛知県春日井市桃山 一丁目127番地)	左 同
6P0564	同上	同上	CRウツ ク・オロ ツカ-2 TKM	同上	左 同

6P0553	同上	同上	CRウツ ク・オロ ツカ-2 HD	同上	左 同
6S0242	同上	同胴式遊技 機	アイムジ ヤケラ- EX	株式会社北電子 小林 昭子 代表取締役 小林 昭子 (東京都豊島区西池袋一 丁目7番7号)	左 同
5S0700	同上	同上	ホルキヤ ソフアイ ソフ3	同上	左 同
6P0621	同上	ぱちんこ遊 技機	CR・ジ ョアレー スP J	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 生市 公沢町二 丁目3014番地の8)	左 同
6P0631	同上	同上	CR・ジ ョアレー スA J	同上	左 同
6S0474	同上	同胴式遊技 機	ホーク -30	株式会社ジェイビーエス 代表取締役 総務 征四郎 (大阪府大阪市福島区福 島六丁目4番10号ウエス トビル)	左 同
6P0598	同上	ぱちんこ遊 技機	CRサラ リーマンS VWA	サミー株式会社 本 通 代表取締役 片岡 池袋三 丁目1番1号サンシヤイ ン60)	左 同
6P0591	同上	同上	CRサラ リーマンL VWA	同上	左 同
6P0656	同上	同上	CRサラ リーマンR FWA	同上	左 同
6P0557	同上	同上	CRサラ リーマンR FW	同上	左 同
6P0561	同上	同上	CRはね 物マジン カーZ	興村遊機株式会社 昌美 代表取締役 興村 昭利区 (愛知県名古屋市中昭和区 種舞二丁目2番18号)	左 同

6P05888	同上	同上	C R はね物マジンカーZ-	同上	左 同
6P05775	同上	同上	はね物マジンカーZ	同上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第86号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年8月24日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
教習指導員審査（普自二）
- 2 審査の期日
平成18年9月25日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
(1) 申請に必要な書類
ア 教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）
イ 教習指導員等審査手数料計算表

- ウ 自動車運転免許証の写し 1通
- エ 履歴書 1通
- オ 運転記録証明書 1通
- カ 教習指導員資格者証等を有している者はその写し 1通
- (2) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限
平成18年9月19日

広島県公安委員会公告第87号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年8月24日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
教習指導員審査（大型・大特・牽引）
- 2 審査の期日
平成18年9月26日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
(1) 申請に必要な書類
ア 教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）
イ 教習指導員等審査手数料計算表
ウ 自動車運転免許証の写し
エ 履歴書
オ 運転記録証明書

力 教習指導員資格者証等を有している者はその写し 1通

(2) 申請書の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 申請書の提出期限

平成18年9月19日

収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年八月二十四日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

池田紀久子 広島市南区仁保四丁目一九番二号

二 送達すべき書類の名称

広島圏都市計画道路事業一・四・〇〇三号府中仁保道路、三・三・三一五号駅前大州線

及び三・三・〇一四号大州橋青崎線に係る土地収用事件の更正決定書の正本

三 土地等の表示

所在地番	公簿	地目		公積	収用する土地の面積 (m)
		現況	公積		
広島市南区仁保四丁目 不明 ただし 九六二番一 又は 九六三番一	宅地	宅地	一一三・三四 〇・五一		一七八・七五
不明 ただし 九四〇番 又は 九四一番一	宅地	宅地	一一三・二二 八・〇五		一一二・〇七

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年九月七日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。